

掛川市告示第36号

掛川市宅内排水設備工事資金利子補給事業実施要綱（平成17年掛川市告示第11号）の一部を次のように改正する。

平成24年3月30日

掛川市長 松井三郎

第2条第7号を次のように改める。

(7) 集合処理区域 公共下水道の排水区域又は農業集落排水処理施設の事業採択区域をいう。

第2条第8号から第10号までを削る。

第3条中「第1号から第3号までのいずれかに該当し、かつ、第4号から第7号まで」を「利子補給金の交付の対象となる宅内排水設備工事（以下「対象工事」という。）に係る建築物の所有者又は占有者（当該建築物の所有者から宅内排水設備工事の承諾を得た者に限る。）で、次の各号」に改め、第1号から第3号までを削り、同条第4号中「供用開始後」を「集合処理区域にあっては、供用開始後」に改め、同号を同条第1号とし、同条第5号を同条第2号とし、同条第6号を同条第3号とし、同条第7号を削る。

第4条の見出しを「（連帯保証人）」に改め、同条中「前条第7号に規定する」を「前項の」に改め、同条を同条第2項とし、同条に第1項として次の1項を加える。

融資のあっせんを受けようとする者（以下「申請者」という。）は、連帯保証人を立てなければならない。

第5条及び第6条を次のように改める。

（対象工事）

第5条 対象工事は、別表に定める宅内排水設備工事とする。

（融資の条件等）

第6条 利子補給金の交付の対象となる融資の条件等は、次に掲げるとおりとする。

(1) 融資額は、宅内排水設備工事を行う建物一戸につき5万円以上100万円以下とし、1万円単位とする。

- (2) 融資利率は、貸付日の属する年度の4月1日における長期プライムレートの年利とする。
- (3) 本人負担分は、融資利率のうち1パーセント部分とする。ただし、融資利率が4.0パーセントを超える場合にあっては、当該融資利率から3.0パーセントを控除した利率とする。
- (4) 償還期限は、融資を受けた日の属する月の翌月から起算して48月以内とする。
- (5) 償還方法は、融資を受けた日の属する月の翌月から元利均等により月賦償還するものとする。ただし、繰上償還することを妨げない。
- (6) 前各号に掲げるもののほか、融資に必要な条件は、融資を行う金融機関の定めるところによる。

第7条第1項中「融資のあっせんを受けようとする者（以下「申請者」という。）」を「申請者」に改める。

附則の次に次の別表を加える。

別表（第5条関係）

区 分	対 象 工 事
集合処理区域	くみ取便所を水洗便所に改造し、又は既存の浄化槽若しくは単独浄化槽を廃止し、排水設備を公共下水道又は農業集落排水処理施設に接続する工事
戸別浄化槽処理区域	くみ取便所を水洗便所に改造し、又は既存の浄化槽若しくは単独浄化槽を廃止し、排水設備を戸別浄化槽に接続する工事
	くみ取便所を水洗便所に改造し、又は既存の単独浄化槽を廃止し、排水設備を浄化槽に接続する工事
日坂、上内田及び大東の各区域内のうち、集合処理区域以外の区域	くみ取便所を水洗便所に改造し、又は既存の単独浄化槽を廃止し、排水設備を浄化槽に接続する工事

附 則

この告示は、平成24年4月1日から施行する。